

○厚生労働省告示第二百五十七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一号を次のように改める。

- 一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1の注2の厚生労働大臣が定める者  
次のイ又はロに該当する者

イ 平成十八年九月三十日において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する

る法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「旧児童福祉法」という。）第四十二条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）に入所していた者又は指定医療機関（旧児童福祉法第七条第六項及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）に入院していた者のうち、同年十月一日以降当該知的障害児施設等又は指定医療機関から継続して一以上の他の指定療養介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項に規定する指定療養介護事業所をいう。）を利用している者又は知的障害児施設等若しくは指定医療機関を退所若しくは退院した後指定療養介護事業所を利用する者

ロ 平成二十四年三月三十一日において知的障害児施設等に入所していた者又は指定医療機関に入院していた者のうち、同年四月一日以降当該知的障害児施設等であった児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設又は当該指定医療機関から継続して一以上の他の指定療養介護事業所を利用している者又は当該知的障害児施設等であった同条に規定する障害児入所施設若しくは当該

指定医療機関を退所若しくは退院した後に指定療養介護事業所を利用する者

第二号を次のように改める。

- 二 介護給付費等単位数表第6の1の注1(3)、同注(4)及び第10の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者

次のイ又はロに該当する者

- イ 特定旧法指定施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。）に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。）若しくはそのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所している者若しくは当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）を利用してしている者又は当該特定旧法指定施設、当該指定障害者支援施設等若しくは当該指定生活介護事業所を退所した後指定障害者支援施設等に再度入所する者若しくは指定生活介護事業所を再度利用する者及び前号に掲げる者

ロ 地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護等を受けることが困難な者

第四号中「第12」を「第11」に改め、同号を第十号とする。

第三号中「第10」を「第9」に、「第11」を「第10」に、「第13」を「第12」に、「第17」を「第16」に改め、同号を第九号とする。

第二号の次に次の六号を加える。

三 介護給付費等単位数表第6の1の注1(4)の厚生労働大臣が定める者

前号イに定める者

四 介護給付費等単位数表第6の1の注1(5)の厚生労働大臣が定める者

平成二十四年三月三十一日において、重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者に対する生活介護に準ずる事業を行っていた事業所を利用していた者

五 介護給付費等単位数表第6の1の注4及び第10の1の注2の厚生労働大臣が定める者

平成二十四年三月三十一日において現に存していた旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）（通所のみによる利用に係るものを除く。）に入所した者のうち、当該旧指定知的障害児施設等に継続して入所している者

六 介護給付費等単位数表第7の11の注2の厚生労働大臣が定める者

次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続していること

- (1) 常時頻回の喀痰<sup>かくたん</sup>吸引を実施している状態
  - (2) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
  - (3) 中心静脈注射を実施している状態
  - (4) 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
  - (5) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
  - (6) 膀胱<sup>ぼうこう</sup>又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマ処置を実施している状態
  - (7) 経鼻胃管や胃瘻<sup>ろう</sup>等の経管栄養が行われている状態
  - (8) 褥瘡<sup>じょくそう</sup>に対する治療を実施している状態
  - (9) 気管切開が行われている状態
- 七 介護給付費等単位数表第7の10の注1及び注2の厚生労働大臣が定める者
- 現に利用定員の百分の九十五に相当する数の利用者に対応している指定短期入所事業所において、緊急に指定短期入所を受ける必要がある者
- 八 介護給付費等単位数表第7の11の注1の厚生労働大臣が定める者

運動機能が座位までであって、別表の各項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、十点以上である者

## 別表

### 判定スコア (スコア)

- (1) レスピレーター管理 = 10
- (2) 気管内挿管、気管切開 = 8
- (3) 鼻咽頭<sup>ゑん</sup>エアウェイ = 5
- (4) O<sub>2</sub>吸入又はS p O<sub>2</sub> 90パーセント以下の状態が10パーセント以上 = 5
- (5) 1回/時間以上の頻回の吸引 = 8、6回/日以上以上の頻回の吸引 = 3
- (6) ネブライザー6回/日以上又は継続使用 = 3
- (7) I V H = 10
- (8) 経口摂取 (全介助) = 3
- (9) 経管 (経鼻・胃ろう含む。) = 5
- (10) 腸ろう・腸管栄養 = 8
- (11) 持続注入ポンプ使用 (腸ろう・腸管栄養時) = 3
- (12) 手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上 = 3
- (13) 継続する透析 (腹膜灌流<sup>かん</sup>を含む。) = 10
- (14) 定期導尿3回/日以上 = 5

(15) 人工肛門 = 5

(16) 体位交換 6 回 / 日以上 = 3